

3・4・5歳児クラス用

令和3年度認証保育所等利用費給付のお知らせ

待機児童対策の一環として、認証保育所等にお子さんを預けている保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、保育料が一部無償化となります。以下の内容をご確認いただき、申請手続きをお願いいたします。

1. 給付対象施設と対象者

対象施設	対象者
認証保育所(区外も含む)	次の①・②・③の要件を満たしている児童の保護者 ①当該月の初日に杉並区に住所を有していること ②満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していること ③ <u>保育の必要性の認定を有すること</u> ※認定を有しない月は給付対象外です。
認可外保育施設(区外も含む) 東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設(注) または、国の指導監督基準を満たしている施設 ただし、企業主導型保育施設を除く	

(注)東京都のホームページのベビーホテル、その他の認可外保育施設が対象です。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。

2. 提出書類

全員提出
杉並区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 杉並区認証保育所等利用費請求書(兼口座振替依頼書)
該当する方のみ提出
① <u>支給認定申請書</u> + <u>マイナンバー記入用紙</u> + <u>保育所等を利用していない理由書</u> ※すでに「保育の必要性の認定」を受けている場合は不要 ※マイナンバーについては、区ホームページ保育ホットナビの「支給認定に係る手続きの際にはマイナンバーを提供してください」をご確認のうえ、必要書類をご準備ください。
②P2「4. <u>認証保育所・認可外保育施設の給付金交付対象条件</u> 」の必要書類 ※給付金申請日より半年以内に必要書類を提出している場合は不要

※令和2年度に補助金申請した方も、改めて申請が必要です。また、年度中に他の認証保育所等へ入所先が変わる場合や、一度退所した認証保育所等に再度入所される場合等、申請書の内容が変更になった場合も改めて申請が必要です。

3. 申請期限・申請後のスケジュール

申請した月以降は自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。

期	支払対象月	申請期限	決定通知送付	振込予定
第1期	令和3年4月～6月分	<u>令和3年6月30日(木)</u>	令和3年7月22日頃	令和3年8月上旬
第2期	令和3年7月～9月分	<u>令和3年9月30日(木)</u>	令和3年10月22日頃	令和3年11月上旬
第3期	令和3年10月～12月分	<u>令和3年12月28日(火)</u>	令和4年1月21日頃	令和4年2月上旬
第4期	令和4年1月～3月分	<u>令和4年3月25日(金)</u>	令和4年4月22日頃	令和4年5月上旬

※区で審査のうえ、申請者宛給付額決定通知を送付いたします。

また、決定した給付金は、請求書にご記入いただいた口座(当該児童の保護者に限る)へ振り込みします。

※給付額決定通知時期・振込時期については審査状況等により前後する場合があります。

※審査に必要な内容の確認がとれない場合は、給付額決定通知、振込が遅れる場合があります。

4. 認証保育所・認可外保育施設の給付金交付対象条件

重要 保育の必要性の認定を有する月から利用費給付対象となります

保育の必要性の認定は、申請月の翌月から認定となります。

下表をご確認のうえ、必要書類を認定希望月の前月末日までにご提出ください(※)。

認定を受ける前に下表「保育を必要とする事由」を有する期間があっても、さかのぼって給付することはできません。

※すでに「保育の必要性の認定」の申請をしており、利用費請求月より半年以内に必要書類を提出している場合は不要です。

保育を必要とする事由	給付対象期間	必要書類(詳細は給付金交付申請書裏面参照)
就労 (月 48 時間以上就労することを常態とすることが要件)	保育を必要とする期間 ⇒ <u>育児休業中の場合は原則対象外(復職月から給付対象)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●会社勤務の方 ⇒就労(予定)証明書 (保育課指定の書式→区 HP よりダウンロード可) ●自営業の方 ⇒①就労状況申告書 (保育課指定の書式→区 HP よりダウンロード可) ②自営の状況が分かる資料 ●育児休業取得中の方 ⇒復職後、復職証明書をご提出ください (保育課指定の書式→区 HP よりダウンロード可)
疾病または障害	保育を必要とする期間	医師の診断書または各種手帳の写し
介護または看護		介護状況申告書および介護にかかる関係書類
災害復旧		り災証明書等の写し
妊娠または出産	出産予定月の前2か月から、出産(予定)日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ)
求職活動	3か月間 ⇒ <u>求職期間が3か月を超える場合、4か月目以降は給付対象外</u>	求職活動をしていることが確認できる書類 (ハローワークカードの写し等) →就労開始後、就労要件の必要書類をご提出ください
就学(職業訓練)	在学している期間	在学証明書・入学許可書等(在学期間がわかるもの)、カリキュラム、時間割等の写し
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課保育料担当にお問い合わせください
育児休業	<u>当該児童以外のお子さんの育児休業期間(2歳になる年度末まで)</u> ※ <u>当該児童が育児休業取得前より同一施設を利用している場合に限る</u>	育児休業期間が記載された就労証明書
その他上記に類する状態として区が認める場合	保育を必要とする期間	保育課保育料担当にお問い合わせください
該当する方のみ		必要書類
ひとり親の方	申請者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	
外国籍の方で永住権がない場合	在留カードの両面の写し	

※必要書類の詳細については「令和3年度保育施設利用のご案内」のP2「保育の必要性の認定について」をご確認ください。

また、家庭状況に変更(就労先の変更・退職等)が生じた場合は、保育課保育相談係までご連絡ください。

5. 1ヵ月あたりの給付金額

対象施設	給付金額	
	第一子・第二子	第三子以降
認証保育所	57,000円を上限に給付	77,000円を上限に給付
認可外保育施設	37,000円を上限に給付	60,000円を上限に給付

※認証保育所等保育料には延長保育料・教材費・年会費・実費払いとして発生する夕食代・おむつ代等の経費は含まれません。

6. 負担軽減制度

対象施設	対象者	① 給付額/②提出書類
認証保育所 認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯 ・生活保護世帯、里親世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けた世帯 	<p>①給付額 原則、全額給付 ※認証保育所上限額 ⇒77,000円 ※認可外保育施設上限額 ⇒60,000円</p> <p>②提出書類 「杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書」(詳しくは保育課保育料担当にお問い合わせください。)</p>

7. 一時保育/ベビーシッター等を複数ご利用の方へ

一時保育等の利用料について一部無償化となります。以下の内容をご確認いただき申請手続きをお願いいたします。

対象事業	対象者	①給付額/②提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業 (一時保育・ひととき保育) ・病児保育 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート) ・ベビーシッター ⇒対象施設の詳細は区HP「保育ホットナビ」よりご確認ください。	上記「1. 給付施設と対象者」に同じ ただし、次に該当する場合は対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・「5. 1ヵ月あたりの給付金額」が37,000円を超えている方 ・認可保育所・地域型保育事業・保育室・区立子供園・グループ保育室・区定期利用保育事業・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・幼稚園(※)に在園している方 	<p>①給付額 37,000円を上限に給付 認可外保育施設等を併用している方は、上限額の範囲内で利用費を給付します。</p> <p>②提出書類 施設等利用費請求書(償還払い用) 区HPより請求書をダウンロードし、保育課保育相談係までご提出ください。</p>

(※)…幼稚園の開所時間が一日8時間未満または開所日数が年間200日未満の場合は対象となります(上限11,300円)。



【提出先・お問い合わせ】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区子ども家庭部保育課保育料担当

TEL : 03-3312-2111(代表)